

令和7年 9月30日

**工事の総合評価落札方式に係る評価基準等の一部見直しについて
(令和7年度10月版)(お知らせ)**

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港工事の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、令和7年10月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別工事に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

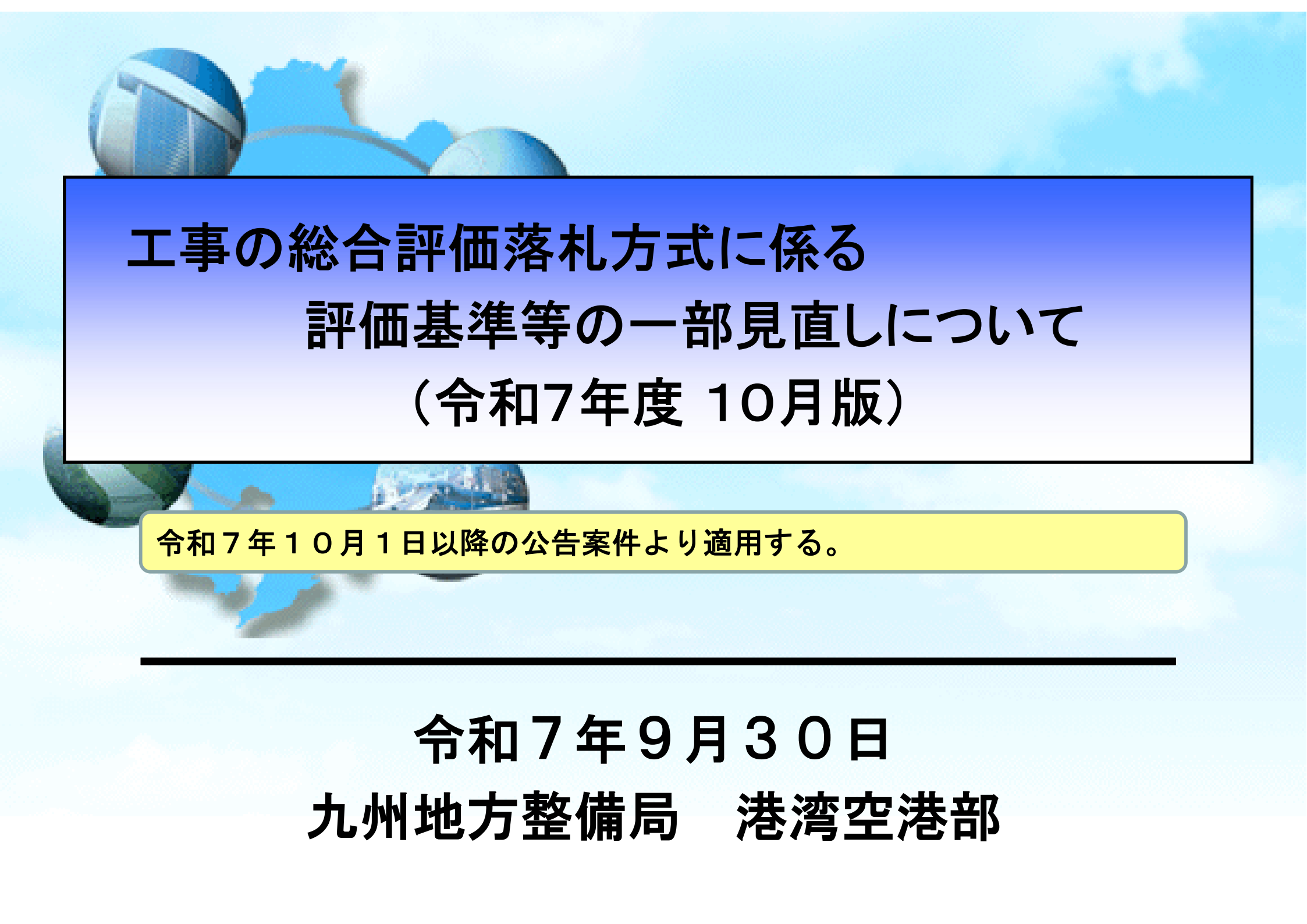
TEL:092-418-3354(直通)

品質確保室長

石橋 透 (内線410)

品質確保室課長補佐

三角 重敬 (内線411)



工事の総合評価落札方式に係る 評価基準等の一部見直しについて (令和7年度 10月版)

令和7年10月1日以降の公告案件より適用する。

令和7年9月30日
九州地方整備局 港湾空港部

見直しの 内容

1. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価
 - (1) WLB等を推進する企業に対する加点措置【見直し】 2



1. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

(1) WLB等を推進する企業に対する加点措置【見直し】※令和7年10月1日以降公告案件から適用

概要： ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価について、これまで評価対象を「WTO及びA等級向け」の港湾土木工事としてきたところであるが、更なる取組拡大のため、全ての工事に拡大する。また、一般事業主行動計画の策定又は変更による加点は廃止する。

対象： 総合評価落札方式における全ての工事に適用。

評価項目	評価	評価基準	加算点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業	A	次に示すいずれかの認定を取得している。 ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0 又は 0.5
	—	該当なし	0.0

【留意事項】

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。なお、くるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準、平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準、平成29年3月31日までの基準のいずれも対象。トライくるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準のいずれも対象。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

1. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価(新旧対比表)

【全国】

【現 行】

評価項目	評価	評価基準	加算点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等	A	次に示すいずれかの認定を取得している。 ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定等(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業等)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0
	—	該当なし	0.0
【留意事項】 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。なお、くるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準、平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準、平成29年3月31日までの基準のいずれも対象。トライくるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準のいずれも対象。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。			

対象:WTO及びA等級の港湾土木工事に適用

【見直し】

評価項目	評価	評価基準	加算点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等	A	次に示すいずれかの認定を取得している。 ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定等(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業等)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1.0 又は 0.5
	—	該当なし	0.0
【留意事項】 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。 ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。なお、くるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準、平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準、平成29年3月31日までの基準のいずれも対象。トライくるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準のいずれも対象。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。			

対象:総合評価落札方式における全ての工事に適用